登録番号	登録年月日	著作物の題号	公表年月日	著作物の種類
第三七、七五五号の一	平成二十九年三月二日	ホノミ選薬質問書	平成二十三年四月二十日	編集著作物

右登録の原因

この著作物は、平成二十三年四月二十日に無名で公表した著作物であり、次の者のために実名登録をした。

髙橋良直　和歌山県和歌山市堀止東一丁目二番三三―八〇四号　ユニ・アルス吹上プレジオ

○厚生労働省告示第百八十六号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十五条第二項及び第六十五条の二第二項、特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）第七条第一項第五号並びに作業環境測定法施行規則（昭和五十年労働省令第二十号）第二十二条及び第三十条の規定に基づき、特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能等の一部を改正する告示を次のように定め、平成二十九年六月一日から適用する。

平成二十九年四月二十七日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能等の一部を改正する告示（特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能の一部改正）

第一条　特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能（昭和五十年労働省告示第七十五号）の一部を次のように改正する。

第一号の表酸化プロピレンの項の次に次のように加える。

三酸化二アンチモン	アンチモンとして〇・一ミリグラム

（作業環境測定士規程の一部改正）

第二条　作業環境測定士規程（昭和五十一年労働省告示第十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表及び第三条第一項の表中「13の2」の下に「、15の2」を加える。

（作業環境測定基準の一部改正）

第三条　作業環境測定基準（昭和五十一年労働省告示第四十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一酸化プロピレンの項の次に次のように加える。

三酸化二アンチモン	ろ過捕集方法
	原子吸光分析方法

（作業環境評価基準の一部改正）

第四条　作業環境評価基準（昭和六十三年労働省告示第七十九号）の一部を次のように改正する。

別表十三の二の項の次に次のように加える。

十三の三　三酸化二アンチモン	アンチモンとして〇・一mg／㎥

○国土交通省告示第三百七十一号

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第三十八条第二項の規定に基づく適性診断を平成二十九年四月十日に認定したので、同規則第四十一条の十一の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年四月二十七日　国土交通大臣　石井　啓一

一　名称

株式会社田方自動車学校

二　主たる事務所の所在地

静岡県沼津市仲町十番地の一

三　適性診断の種類

特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千六百七十六号）第二章4に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断をいう。）

○国土交通省告示第三百七十二号

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第十条第二項の規定に基づく適性診断を平成二十九年四月十日に認定したので、同規則第十二条の十一の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年四月二十七日　国土交通大臣　石井　啓一

一　名称

株式会社田方自動車学校

二　主たる事務所の所在地

静岡県沼津市仲町十番地の一

三　適性診断の種類

特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千三百六十六号）第二章4に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断をいう。）

○国土交通省告示第三百七十三号

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第三十八条第二項の規定に基づく適性診断を平成二十九年四月十日に認定したので、同規則第四十一条の十一の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年四月二十七日　国土交通大臣　石井　啓一

一　名称

株式会社八日市自動車教習所

二　主たる事務所の所在地

滋賀県東近江市妙法寺町千百一番地の二十九

三　適性診断の種類

特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千六百七十六号）第二章4に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断をいう。）

○国土交通省告示第三百七十四号

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第十条第二項の規定に基づく適性診断を平成二十九年四月十日に認定したので、同規則第十二条の十一の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年四月二十七日　国土交通大臣　石井　啓一

一　名称

株式会社八日市自動車教習所

二　主たる事務所の所在地

滋賀県東近江市妙法寺町千百一番地の二十九

三　適性診断の種類

特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千三百六十六号）第二章4に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断をいう。）